

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ こども指針(仮称)ワーキングチーム(第1回)	資料7
平成22年9月29日	

関係法令等における幼児教育・保育の現状について

平成22年9月

教育、保育の用語の使い分けについて

教育基本法(平成十八年法律第二十号)

第十一条 **幼児期の教育**は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(解説)

幼児期の教育とは、本条において明確な定義はなされていないが、おおむね、生後から小学校就学前の時期の幼児を対象として、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものと解される。具体的には、幼稚園等における教育、家庭における教育、地域社会における様々な教育活動を含む、拡がりをもった概念としてとらえられる。したがって、保育所において行われる教育も、本条の「幼児期の教育」に含まれる。 (逐条解説 改正教育基本法 教育基本法研究会 編著)

学校教育法(平成二十二年法律第二十六号)

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を**保育**し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における**教育**は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～五 (略)

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(解説)

・「教育の定義」

幼稚園の目標に関する規定など、幼稚園が発揮する働きに着目し、その方向性や大枠を示しているものについては、教育と規定

・「保育の定義」

幼児はまだ年少であるから、幼稚園の幼児の心身発達に応じた教育の中には、児童生徒とは異なり、一定の養護や世話が必要となる。さらに、幼稚園の教育が、小学校以上のように教育内容を体系的に分類した教科を中心にして内容の修得を行わせるのとは異なり、幼児の具体的な生活経験に基づいた総合的指導を行うものであるので、その教育方法の独自性を表す用語として、保育が使われている。

(逐条学校教育法 第5次改訂版 鈴木勲 編著)

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、**保育**に欠けるその乳児又は幼児を**保育**することを目的とする施設とする。

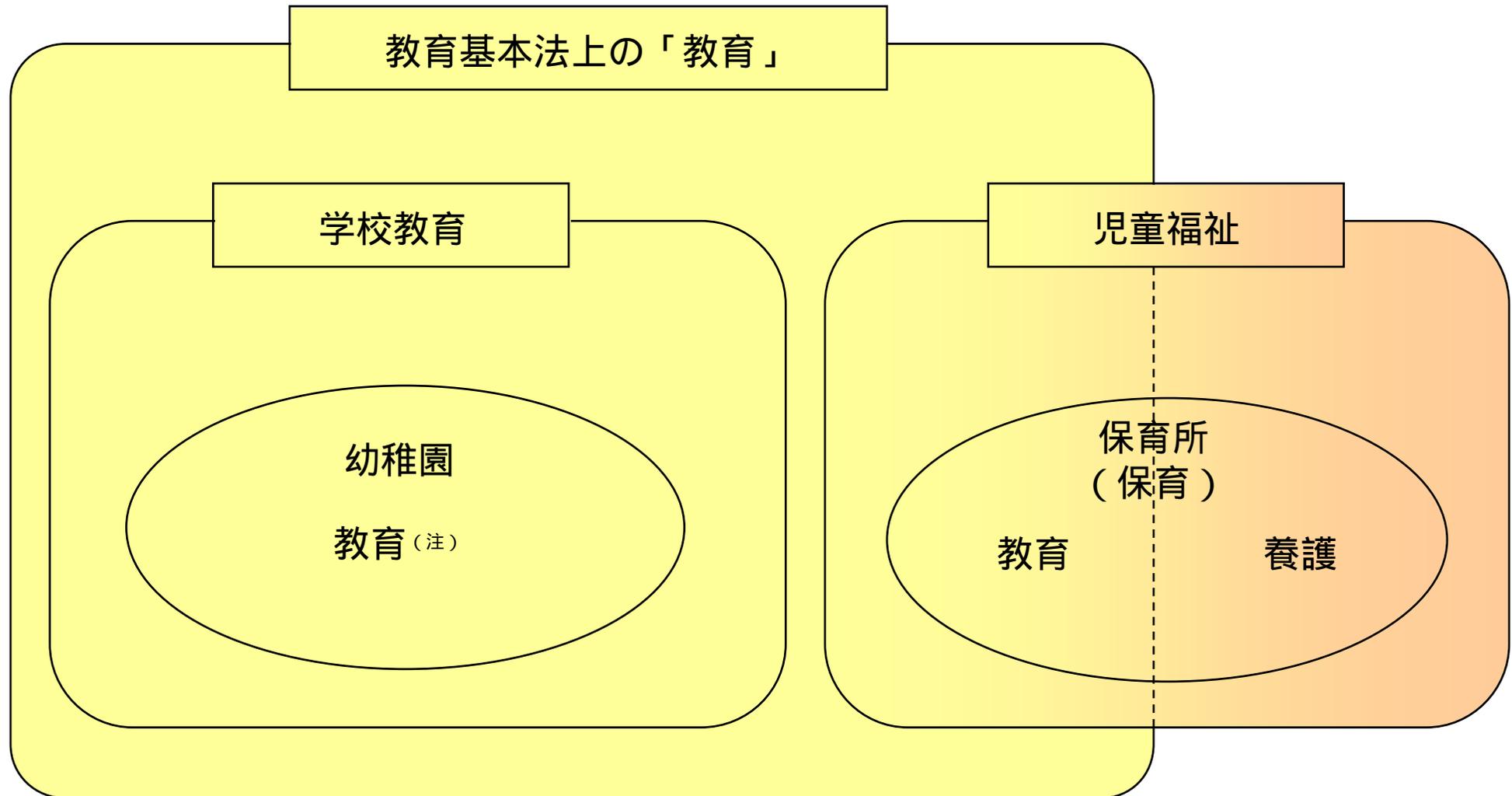
2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、**保育**に欠けるその他の児童を保育することができる。

保育所保育指針 厚生労働省告示第141号

保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。

ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される。この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。

幼稚園・保育所における教育等の機能のイメージ



(注) 幼稚園教育を実践するに当たっては、幼児に対する一定の養護が必要である。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針

		幼稚園教育要領(告示・大綱化)	保育所保育指針(告示・大綱化)
基本的な考え方	計画的な環境の構成	計画的に環境を構成しなければならない。	計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。
	遊びを通じた指導	遊びを通して指導の中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。	生活や遊びを通して総合的に保育すること。
	一人一人の発達の特 性に合った教育	幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
計画の作成	教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成	適切な教育課程を編成するものとする。 指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
教育内容	教育のねらい	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安心な生活を作り出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れて行こうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

「幼稚園教育要領」は教育内容に関することを中心として定めている一方、「保育所保育指針」は保育内容に加えこれに関連する運営(保育所における自己評価等)について定めている。なお、幼稚園における学校評価等は学校教育法施行規則等に規定されている。

「幼稚園教育要領」では養護について明記していないが、幼稚園教育を実践するに当たっては幼児に対する一定の養護が必要となる。一方、「保育所保育指針」では養護と教育の両面から示している。

教育基本法（抄）

（学校教育）

第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。（以下略）

（幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

学校教育法（抄）

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

幼児期の教育の特質

「環境を通して行う教育」を基本とする

幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開
(幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていく)

遊びを通しての指導を中心として幼稚園教育要領・保育所保育指針に示すねらいが総合的に達成されるようにする
(「遊び」は、幼児にとって重要な「学び」)

一人一人の発達の特性に応じる

環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

発達の側面からまとめた5つの領域

<心身の健康に関する領域>

健康：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

<人とのかかわりに関する領域>

人間関係：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

<身近な環境とのかかわりに関する領域>

環境：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

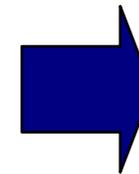
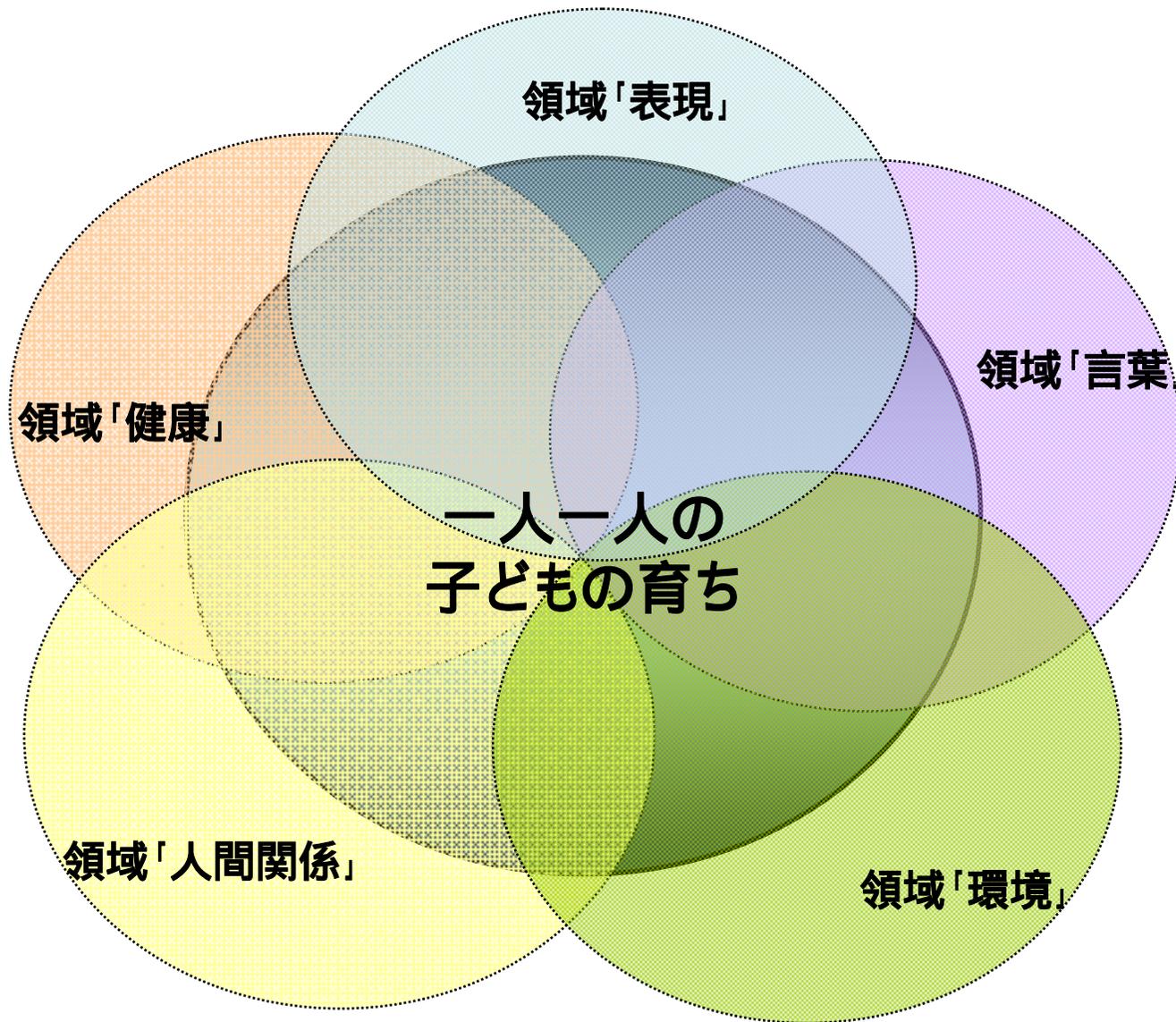
<言葉の獲得に関する領域>

言葉：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

<感性と表現に関する領域>

表現：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

子どもたちの育ちと5領域(イメージ図)



生きる力の基礎を育成

発達の側面から5つの領域を示している。これらは、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものである。

保育所における保育 ～ 養護と教育の一体的な実施 ～

保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。

保育所は、子どもにとって最もふさわしい生活の場であるとともに、養護と教育を一体的に提供する施設である。

また、保育所は、入所する子どもの保護者に対する子育て支援等を行う役割を担う。

児童福祉法第39条

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

児童福祉施設最低基準第35条

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。

保育所保育指針第1章

2. 保育所の役割

(1) 保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

保育所の特性

専門性を有する職員による保育

家庭との連携

発達過程を大切にする保育

環境をとおして行う保育

養護と教育の一体性

保育所保育指針について

第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
厚生労働大臣告示(平成21年3月28日公布、平成21年4月1日施行)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

保育所における保育の特色 子どもの発達に応じた保育

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であることから、保育所での保育に当たっては、

子どもの発達の特性や発達過程を理解し、**発達及び生活性の連続に配慮**すること
子どもと生活や遊びを共にする中で、**一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行う**ことが求められる。

保育を行うに当たり理解し、留意すべき事項

- (1) 人への信頼感が育つ時期であること
子どもは周囲の大人から人間として尊重され、愛されることで人への信頼感を育んでいく。
- (2) 周囲の環境に関わることが大切であること
子どもの発育にとって、自発的、主体的に周囲の環境と関わるのが重要。
- (3) 子ども同士の関わりが大切であること。
子どもは、他の子どもとの関わり合いの中で、身体的・知的な発達と共に、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。
- (4) 発達には個人差があること
乳幼児期は、心身の発達の個人差が大きく、十分な配慮が必要。
- (5) 子どもは遊びを通して育つこと
子どもは遊びを通して、仲間との関係を育み、個としても成長するものであること。
- (6) 生きる力の基礎を養う時期であること
乳幼児期は、多様な経験を通して、生涯にわたって生きていくために必要な力を培う時期であること。

保育所における保育の特色

保育のねらいと内容

養護に関わる保育のねらいと内容

保育のねらい

- 生命の保持
快適・健康・安全に生活できる
生理的欲求が満たされる 等
- 情緒の安定
安定感を持って過ごせる
自分の気持ちを安心して表せる



保育の内容

- 生命の保持
一人一人の状態を的確に把握する
家庭や嘱託医と連携を密にする
清潔な環境を整える 等
- 情緒の安定
子どもを一個の主体として尊重する
ふれあいや言葉がけを行い、保育士との信頼関係を築く
子どもの生活リズム、保育時間等に応じて活動のバランスを図る 等

基礎となり、支え合いながら保育を実施

教育に関わる保育のねらいと内容

保育のねらい

- 健康
健康な心と体を育てる
- 人間関係
自立心を育て、人と関わる力を養う
- 環境
周囲の環境に主体的に関わり、生活に取り入れる力を養う
- 言葉
言葉に対する感覚や、表現力を養う
- 表現
豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする



保育の内容

- 健康
十分に体を動かし、進んで戸外で遊ぶ
衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分で行う 等
- 人間関係
保育士や友達との関係の中で、共感したり協力したりする
自分で考え、自分でできることは自分で行う 等
- 環境
生活や遊びの中で、周囲の環境に興味をもって関わる
自然など身近な事象に関心、親しみを持つ 等
- 言葉
保育士との関わりの中で、自ら言葉を使おうとする
経験や疑問を、自分なりの言葉で表現する 等
- 表現
生活の中で、様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りを感じて楽しむ
様々な出来事に触れ、イメージを豊かにし、それを表現する 等

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育における基本となる。

そのため、一人一人の健康状態・発達状態を、保護者と連携しながら把握し、子どもの心身の健康の保持増進を図ることが求められる。

また、保育所は子どもが集団で生活する場であり、保育所における健康と安全は、「一人一人の子どもの健康と安全」に加え、「集団の子どもの健康と安全」から成り立っている。

さらに、子どもの健康と安全を大人の責任において守るのみならず、子ども自らが、健康と安全に関する知識と技術を身につけていくことも求められる。

保育所保育指針においては、子どもの健康の安全を保つため、以下の観点から、保育所において行うべき取組について具体的に定めている。

- ・子どもの健康支援
- ・環境及び衛生管理並びに安全管理
- ・食育の推進
- ・健康及び安全の実施体制等

保育所における保育の特色 保護者に対する支援

保育所における保護者支援の必要性

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を活かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。

保育所は、その特性を活かし、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭の支援について、積極的に取り組むことが求められている。

保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
- (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

幼児期からの体系的な教育の実施

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成を培う重要なもの
義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培うことが必要
教育基本法・学校教育法において、幼稚園からはじまり大学に至るまで学校として体系的な位
置付けがなされている
幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化し、子どもの発達や学びの連
続性を確保することが重要

幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂

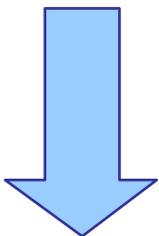
教育基本法(抄)

第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、**体系的な教育**が組織的に行われなければならない。(以下略)

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



学校教育法の改正において、学校種の規定順を子どもの発達段階に即して見直し、**幼稚園を最初に位置付け**。

学校教育法(抄)

第22条 幼稚園は、**義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの**として、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

《幼稚園・保育所等と小学校との連携の例》

県・市教育委員会が中心となり、小学校教員の幼稚園等への長期(1年)派遣、合同研修等を実施

小学校と近隣の幼稚園・保育所が協力し、教職員の相互交流や指導の在り方の協議を実施

幼稚園・小学校教員、保育士が合同で、教育実践をもとに「幼児教育研究事例集」を作成

共通で作成した年間計画のもと、保幼小の子どもたちが定期的に相互に交流

国として連携事例集を作成し、連携を促進

幼児期の教育における「接続」の記述

< 幼稚園教育要領 >

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

(9) 幼稚園においては、**幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。**

2 特に留意する事項

(5) **幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るよう**にすること。

< 保育所保育指針 >

第3章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

ケ **保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。**

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

エ 小学校との連携

(ア) **子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。**

小学校学習指導要領と幼児期の教育との関係

幼児期の教育

義務教育及びその後の教育の基礎を培う

小学校

生活科 第3 指導計画の作成と内容の取扱い (3)

国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との連携を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

国語科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い (6)

低学年においては生活科などの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮**すること。

音楽科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い (4)

低学年においては生活科などの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮**すること。

図画工作科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い (5)

低学年においては生活科などの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮**すること。

他の教科

道徳

総合的な学習の時間

特別活動

外国語活動

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議

1. 趣旨

発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方を検討するため、外部の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。

2. 調査研究事項

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校における子どもの発達と学びの連続性について
子どもの発達と学びの連続性を確保するための教育方法について
その他

3. 開催実績

第1回(H22. 3.19) 現状説明とフリートキング
第2回(H22. 4.13)
第3回(H22. 4.23) } 委員からのプレゼン
第4回(H22. 5. 6) } テーション
第5回(H22. 5.11)
第6回(H22. 5.28)
第7回(H22. 6.30) } 論点別協議
第8回(H22. 7.16)

4. とりまとめ時期

平成22年秋頃目途

4. 委員名簿 (計21名)

赤石 元子	東京学芸大学附属幼稚園副園長
秋田 喜代美	東京大学大学院教授
岩立 京子	東京学芸大学教授
榎沢 良彦	淑徳大学教授
太田 早津美	名古屋市子ども青少年局子育て家庭部 保育事業主幹
岡上 直子	練馬区立光が丘さくら幼稚園長
押谷 由夫	昭和女子大学教授
神長 美津子	東京成徳大学教授
神村 大輔	上越教育大学附属小学校副校長
岸本 佳子	神戸大学附属幼稚園副園長
木下 光二	鳴門教育大学大学院准教授
河野 秀樹	さいたま市教育委員会主任指導主事
嶋田 あけみ	大田区立南馬込第二保育園長
角田 元良	聖徳大学大学院教授
奈須 正裕	上智大学教授
北條 泰雅	みなと幼稚園長
向山 行雄	中央区立泰明小学校長・幼稚園長
無藤 隆	白梅学園大学教授
山本 勝義	市場保育園長
湯川 嘉津美	上智大学教授
若盛 正城	認定こども園こどものもり園長